



# 市税・国保料の納付についてお知らせ

## 特別徴収とは？納付に困ったら？

暮らしを支える市税と国保料

市税や国民健康保険料（国保料）には、皆さんの暮らしや医療を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

納められた市税は、子育て支援や福祉サービス、ごみの処理、道路・公園などの整備、教育、消防・救急などに使われています。もし納付されなければ、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納期内に

納付されなければ、納期内に納付している方との公平性が保てません。

市税・国保料は、必ず納期内に納めてください。

### 市税・国保料の納め方

市税・国保料の納付方法には、納付書による納付と、口座振替による納付があります。また、給与からの差し引き納付となる市税もあります。

### 口座振替がお勧め

口座振替は、金融機関等に出向いて納付する手間や、納め忘れがありません。簡単に手続きができますので、詳しくは納税管理課（☎25・5917）にお問い合わせください。

### 来年度から給与所得者の市・道民税は特別徴収に

特別徴収とは、事業所が従業員に代わり、給与から市・道民税を差し引いて納める方法です。納付の流れは左上の図のとおりです。これは地方税法により義務づけられており、旭川市では制度の周知を行うなど、特別徴収の拡大を進めてきました。来年度からは、原則として全ての給与所得者を特別徴収とします。

### 特別徴収の特長

従業員が自分で納付する普通徴収に比べて、特別徴収は、従業員にとっては納める手間が省けて、納め忘れがなくなります。

また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、1回当たりの納付金額が普通徴収より少なくなります。

### 普通徴収にできる要件

- 次の基準に該当する場合は、普通徴収にすることができます。
- A 総従業員が2人以下の事業所
- B 他の事業所で特別徴収している
- C 年間給与が97万円以下
- D 給与の支払いが不定期
- E 事業専従者（個人事業主のみ）
- F 退職者・5月末日までの退職予定者

普通徴収を希望する場合は、事業所が1月に市に提出する給与支払報告書に、A～Fの記号を記載する必要があります。

特別徴収についてのお問い合わせ

市民税課  
☎25・5758

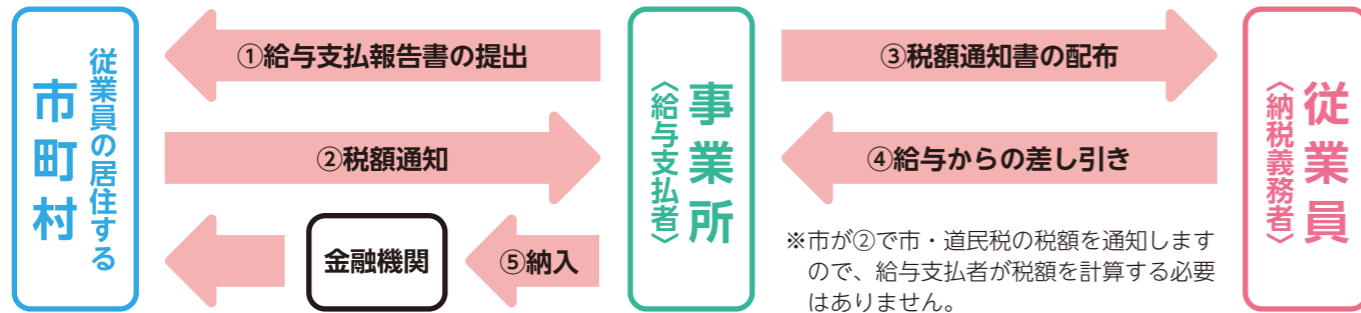
## よくある質問



- Q 当社は従業員の就退職が多く、特別徴収では事務が煩雑になります。従業員も普通徴収を希望しています
- A 普通徴収を選択できるのは、上記のA～Fに該当する場合に限ります
- Q 特別徴収になると、事業所が市・道民税を計算するのですか？
- A 市が計算して、事業所に通知します

- Q パートやアルバイトも特別徴収の対象ですか？
- A 原則として、パート・アルバイト・役員等全ての従業員を特別徴収とします
- Q 他の市町村でも同様の取扱いになるのですか？
- A 現在、旭川市だけでなく、全国の市町村で、特別徴収の推進に向けた取組みを行っています

## 特別徴収の流れ



## 困った！納められない！ まずはご相談ください

納税推進課  
（総合庁舎2階 22番窓口）

☎25・5980



納付の猶予制度  
があります

納付の猶予を受けると...

市税は収入や資産に対して課せられるもので、初めから収入や資産のない方には課せられません。事情があって納期内に納付できない場合は、早めにご相談ください。

※開庁時間内に相談できない方のために、夜間・休日納付相談窓口を設けています。開設日は毎月本誌でお知らせします（今月は28ページに掲載）。

市税・国保料には納付の猶予制度があります。災害や盗難で財産を失った方や、著しい損失で事業を廃止した方など、やむを得ず納付できないときは、早めにご相談ください。

※猶予制度の申請には収支明細書等が必要です。また、担保が必要な場合があります。

- 原則1年（最大2年）以内に限り、納付が猶予されます
- 猶予期間中の延滞金の一部、または全部が免除されます

## 放置していると大変なことに...!

市税・国保料を納期内に納めていない方には、まず、督促状を送付して未納であることをお知らせします。また、電話や文書での催告や、自宅訪問などで自主的な納付を促しています。それでも納付されない場合は、法律に基づき預貯金や給与、不動産などの財産を調査し、差し押さえることになります。督促状が届いたら、必ず目を通してください。納められない場合は、納税推進課（☎25・5980）にご相談ください。



## こちらの窓口もご利用ください

旭川市自立サポートセンター  
（第二庁舎4階）

☎23・1134

FAX 22・8020

市税・国保料を納期内に納めていない方の中には、経済的な悩みの他に、複数の問題を抱える方が少なくありません。

- 失業して家賃が払えない
- 生活費のやりくりができない
- 仕事を続ける自信がない

このようなことでお困りの方は、ぜひご相談ください。市税に関することに限らず、暮らしや仕事の悩み、不安に思うことについての話を伺い、一緒に解決方法を検討して支援プランを作ります。相談の内容に応じた情報提供はもちろん、必要に応じて相談窓口への同行や、公的制度・サービスなどの活用へつなぎます。一人で悩まず、一緒に考えませんか。